

# BusiNest「販路開拓コース」利用細則

## (総則)

第1条 本細則は、「BusiNest 利用規約」第14条の規定に基づいて定め、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）がBusiNestにおいて実施する「販路開拓コース」を利用する者（以下「利用者」という。）に対し適用するものとする。

## (支援の内容)

第2条 機構がBusiNestにおいて実施する支援内容は以下のとおりとし、具体的な内容は利用者と相談の上、個別に決定するものとする。

- 一 販路開拓の計画づくり支援
- 二 販路開拓の実行支援
- 三 その他利用者に必要な事項の支援

## (利用者の資格)

第3条 利用者の条件は以下のいずれかに該当する者とする。

- 一 首都圏や海外への新たな販路開拓を検討、計画している法人
- 二 具体的に新たな販路開拓に向けて活動している法人
- 三 その他機構が特に必要と認める者

## (利用料)

第4条 利用者は、「販路開拓コース」の利用にあたり、毎月以下の利用料を支払わなければならない（消費税込み）。

利用1年目 10,000円/月

利用2年目以降 20,000円/月

2 利用者は販路開拓活動等のためのスペースを使用貸借として利用するものとする。なお、利用にあたっては、毎月以下の利用料を支払わなければならない（消費税込み。電気料も含む）。

ブースオフィス 2,000円/月

個室（小） 4,000円/月

個室（中） 8,000円/月

3 利用開始日の属する月又は利用終了日の属する月における利用者の利用期間が1ヶ月に満たないときの利用料は、1月を30日として日割計算した額とし、その日割計算した額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

## (利用期間)

第5条 当初の利用期間は原則として1年間とする。ただし、利用者から利用期間の延長の申し出があり、かつ、機構が引き続き支援の必要があると認めるときは、1年間の利用期間の延長を何度でも許可することができるものとする。

2 利用者が前項に定める延長の申し出を行う場合は、利用期間終了の1ヶ月前までに書面により行うものとする。

3 機構は、前項の申し出を行った利用者が作成する今後の販路開拓計画等を勸案の上、機構が引き続き支援する必要があると認めた場合に、利用期間の延長を許可するものとする。

## (販路開拓活動等スペースの利用)

第6条 本スペース内の清掃は利用者が行うものとする。

2 本スペースの利用者は、メールボックスを利用して郵便等を受け取ることができるも

のとする。なお機構は、破損等による郵便物の紛失、盗難等の損害についてはその責任を負わないものとする。

3 建物や設備の維持管理や保守点検など必要があるときは、本スペースに機構や業者が立ち入ることができるものとする。

#### (共用スペースの利用)

第7条 利用者は、BusiNest 及び東京校内の以下の共用スペース等を、一時的に利用することができるものとする。

- 一 会議室
- 二 交流コーナー
- 三 ビジネスコーナー
- 四 セミナールーム
- 五 展示コーナー
- 六 シャワー室
- 七 コワーキングスペース
- 八 東京校内にある図書館、食堂

2 会議室の利用を希望する者は、事前に会議室利用予定表に記載しなければならない。

3 セミナールーム及び展示コーナーの利用を希望する者は、事前に利用申込書を提出しなければならない。

4 共用スペースの清掃は機構が行うものとする。

#### (機器等設置の制限)

第8条 利用者は、第4条第2項に定めるスペースに自己所有の機器等を設置するときは、事前に機構に届け出なければならない。

2 利用者は、前項の機器等を自己のスペース以外の場所に放置してはならない。

3 機構は、第1項の機器等が盗難、紛失、事故等にあつたとしてもその責任を負わないものとする。

4 利用者は、利用を終了する際には、第1項に規定する機器等を撤去しなければならない。なお、撤去等に要する費用は当該利用者が負担するものとする。

#### (カードキーの管理)

第9条 機構は、利用者に対しカードキーを原則として1枚貸与するものとする。

2 利用者は、貸与されたカードキーについて責任を持って管理し、他者に貸与し、譲渡し、又は複写してはならない。

3 カードキーを紛失した場合は直ちに機構に連絡するものとする（再発行は有料）。

4 利用者が利用を終了する際には、カードキーを機構に返還しなければならない。

5 カードキーの取扱については、別途定めるものとする。

#### (車両等の乗り入れ)

第10条 利用者は、BusiNest 共用駐車場を利用することができるものとする。

#### (その他)

第11条 本細則の改正・変更等は、機構が行うものとし、その効力は利用者の全部に及ぶものとする。

2 前項の改正・変更等を行う場合は、原則として1ヶ月以上前までにその内容を利用者へ通知し、変更後の細則を利用者に交付するものとする。

附 則 本細則は、平成27年4月1日から実施するものとする。